

## テニスコート使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、つつじ野団地管理規約（以下「規約」という。）第18条（使用細則）の規定に基づき、つつじ野団地のテニスコートの管理又は使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 テニスコート 規約別表第1に定める旧汚水処理場の屋上テニスコート並びにその付帯設備をいう。
- 二 占有者 規約第2条（定義）第四号に規定する区分所有者以外の専有部分の占有者をいう。
- 三 理事長 規約第37条（役員）に規定する理事長をいう。
- 四 総会 規約第48条（団地総会）に規定する総会をいう。
- 五 理事会 規約第57条（理事会）に規定する理事会をいう。
- 六 団地建物所有者等 規約第71条（理事長の勧告及び指示等）第1項において規定する団地建物所有者若しくはその同居人又は専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人をいう。
- 七 テニスコート使用責任者 テニスコートの使用に関し責任を負う団地建物所有者等をいう。

(使用細則の効力及び遵守義務)

第3条 この細則は、団地建物所有者の包括承継人（相続人等）及び特定承継人（売買及び交換等による承継人又は競売による落札人）に対しても、その効力を有する。

- 2 占有者は、団地建物所有者がこの細則に基づいて負う義務と同一の義務を負うものとし、同居する者に対してこの細則に定められた事項を遵守させなければならない。
- 3 テニスコート使用責任者（以下「使用責任者」という。）は、テニスコートを使用する者に対し、規約及びこの細則を誠実に遵守させなければならない。

(一般的使用)

第4条 理事長は、つつじ野団地管理組合（以下「管理組合」という。）が業務上使用する場合を除き、団地建物所有者等及びその団体が健康増進、レクリエーションの目的やお互いの親睦を図るために使用するときは、テニスコートを使用させることができる。

(ゲートボールの利用)

第5条 テニスコートの使用者は、テニスコートをゲートボール場として一定日時に使用することができる。

- 2 前項により、ゲートボール場としての使用が可能な一定日時等については、理事長が理事会の決議を経て決定する。

(使用の特例)

第6条 理事長は、第4条の規定に係わらず、団地建物所有者等以外の者に対し、管理組合及び団地建物所有者等に支障のない範囲内においてテニスコートを使用させることができる。

(使用料)

第7条 テニスコートの使用料は、理事長が理事会の決議を経て決定する。

(使用時間)

第8条 テニスコートを使用することのできる時間は、管理組合が業務上使用する場合を除き、午前9時から午後5時までとする。

(使用の申込み等)

第9条 テニスコートを使用しようとするときは、使用責任者1名を選任し、その者があらかじめ、理事会が別に定める書面を理事長に提出して申込みをしなければならない。申込みをしたテニスコートの使用日時等を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の場合において、使用申込みは、原則として、使用する日の10日前から受付するものとする。

(使用の承認等)

第10条 理事長は、前条第1項に掲げる書面の記載内容が適正であると認めたときは、テニスコートの使用を承認するものとする。

2 前項の場合、同一の日、かつ同じ時間帯に2件以上の申込みがあったときは、先に申込みがあった者を優先させるものとする。

(使用の取り消し等)

第11条 テニスコートの使用を承認した後において、理事長が必要と認め、理事会の決議がなされたときは、その承認を取消し、又は延期させ、若しくは中止させることができる。

2 前項の場合、理事長は取り消しの理由と日時を使用責任者に通知する。

3 使用責任者は、テニスコートの使用の申込みをした後に、その使用をしないこととなったときは、理事長に対し、すみやかに申込みをしたテニスコートの使用を取り消す旨の申し出をしなければならない。

(使用料の徴収等)

第12条 理事長は、第10条の規定により承認したときは、理事会が別に定めるテニスコート使用料を使用責任者から徴収すると同時に、テニスコート使用承認兼領収書を交付するものとする。

2 前項の規定により徴収した使用料は、次に定めるもののほか返還しないものとする。

- 一 管理責任者が使用不適とした場合
- 二 雨天等によりプレー不能の場合
- 三 その他理事会が定めた場合

(団体等の使用の特例)

第13条 理事長は、団地建物所有者等の団体で健康増進、親睦を目的としたサークル等に対しては、理事会の決議を経て年間契約を結ぶことができる。

2 前項の理事会の決議においては、使用料及び使用日時等の契約事項を定めるものとする。

(テニスコートの鍵及び返却)

第14条 承認を受けたテニスコート使用責任者は、テニスコートの使用に当たり、理事長又は理事長が指定する者に対し、使用承認書を提示することによりテニスコートの鍵の貸与を受けることができる。テニスコートの使用を終了したときは、使用責任者は、直ちに戸締りを行いテニスコートの鍵を返却しなければならない。

(禁止事項)

第15条 テニスコート使用者は、承認を受けた使用日時及び使用用途等以外にテニスコートを使用してはならない。

(原状回復義務)

第16条 理事長は、テニスコートの使用者が故意又は、過失によりテニスコート施設及び、付帯設備に損害を与え、若しくは毀損したときは、当該使用責任者の負担において、速やかに、回復させるものとする。

(細則外事項)

第17条 この細則に定めのない事項については、規約及び総会の決議で定められたところによる。

(細則の改廃)

第18条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければならない。

(細則原本)

第19条 この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の組合員が記名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。

2 細則原本は、理事長が保管し、団地建物所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3 理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附則

この細則は、昭和59年3月26日から効力を発する。

附則

この変更細則は、平成18年5月21日から効力を発する。

附則

この変更細則は、平成23年5月15日から効力を発する。

附則

この変更細則は、令和4年5月22日から効力を発する。

この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の組合員が記名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。

令和4年5月22日

理事長 4街区33号等102号室 坂本 條樹

組合員 1街区 5号棟104号室 渡辺 順子

組合員 1街区 6号棟105号室 笹森 幸男